- 主文 平成12年10月29日施行の大分県大野郡大野町の町長選挙における被告の 当選は無効とする。
- 被告は、本判決が確定した時から5年間、大分県大野郡大野町において行われ る同町長選挙において、候補者となり、又は候補者であることができない。 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告である検察官が、平成12年10月29日施行された大分県大野郡 大野町の町長選挙(以下「本件選挙」という。)に立候補して当選し同町長として 在職中である被告に対し、被告と意思を通じて本件選挙の選挙運動(以下「本件選 挙運動」という。)を行った被告の実弟である訴外Aが、公職選挙法(以下「法」 という。)221条1項1号,5号の罪を犯して懲役刑に処せられこれが確定した として、法251条の2第1項に基づき被告の当選の無効及び立候補の禁止を求め た事案である。

- 当事者間に争いのない事実
- 被告は、平成12年10月29日施行の本件選挙に立候補して当選し、同 月30日,同町選挙管理委員会からその旨告示されて同町の町長に就任し,現在, 同町長として在職中の者である。
 - Aは被告の実弟である。
- Aは、平成13年5月25日大分地方裁判所において、本件選挙に関し、 (3) 次のような法221条1項1号及び5号該当の罪となるべき事実(以下「本件選挙 犯罪」という。) により、懲役1年6月(5年間の執行猶予)に処する旨の判決の 言い渡しを受けた。

(刑事判決により法221条1項に該当するとされた罪となるべき事実)

Aは、被告に当選を得しめる目的をもって、

訴外Bと共謀の上、いまだ被告の立候補の届出のない平成12年8月28日こ

- え、 ① 大分県大野郡 α 2 8 1 番地所在の訴外 C 方において、本件選挙の選挙人である 訴外Dに対し,被告のため投票並びに投票とりまとめ等の選挙運動をすることの報 酬として、紙箱入り瓶ビール12本(時価合計3990円相当)の供与の申込みを L,
- α 1 1 7 2 番地付近路上において、本件選挙の選挙人である訴外 Ε に対し、前 ①と同様の趣旨の下に、紙箱入り瓶ビール12本(時価合計3990円相当)の供 与の申込みをし.
- α 6 8 3 番地の 3 所在の訴外 F 方において、本件選挙の選挙人である同人に対 前①と同様の趣旨の下に、紙箱入り瓶ビール12本(時価合計3990円相 を供与し,
- $\bar{\beta}$ 1847番地所在の訴外G方において、本件選挙の選挙人である同人に対 前①と同様の趣旨の下に、紙箱入り瓶ビール12本(時価合計3990円相 を供与し,
- γ 3342番地所在のH方において、本件選挙の選挙人である同人に対し、前 ①と同様の趣旨の下に、紙箱入り瓶ビール12本(時価合計3990円相当)を供 与し
- いまだ前記届出のない同年9月18日
- δ234番地の1所在の被告事務所において、本件選挙の選挙人であり、か (1)被告の選挙運動者であるBに対し、上記ア①と同様の趣旨の下に現金5万円を つ. 供与し、
- 同所において、Bに対し、同人から被告の選挙運動者に供与すべき選挙運動の
- 報酬の資金として現金20万円を交付し、ウいまだ前記届出のない同月29日ころ、上記イ①の被告事務所において、Gに 対し、上記ア①と同様の趣旨の下に、現金5万円の供与の申込みをし、
- Gと共謀の上、いまだ前記届出のない
- ① 同月29日ころ、α684番地所在のぶんご大野農業協同組合北部事業所広場 において、 Fに対し、上記ア①と同様の趣旨の下に現金5万円を供与し
- ② 同日ころ、α1934番地所在の訴外 I 方において、本件選挙の選挙人であ

- り、かつ、被告の選挙運動者である I に対し、前ア①と同様の趣旨の下に、現金 5 万円を供与し,
- ③ 同月30日ころ, ϵ 939番地所在の訴外J方において,本件選挙の選挙人で あり,かつ,被告の選挙運動者であるJに対し,前ア①と同様の趣旨の下に,現金 5万円の供与の申込みをした。
- Aは、上記判決に対し控訴したが、平成13年9月5日、福岡高等裁判所 は控訴棄却の判決をし、Aの上告に対し、最高裁判所により上告棄却の決定がなされ、同年11月20日上記有罪判決が確定した(以下、上記刑事事件を「本件刑事 事件」という。)。 争点

本件の争点は、Aが被告と意思を通じて本件選挙運動をしたか否かの点にある。 原告の主張

被告は,平成12年4月当時大野町議会議員として同町議会議長を務めていた が、そのころ南部校区の自治会から本件選挙の候補者に推薦されたことなどから本 件選挙に立候補する意欲を抱き、同年6月下旬ころ、Aを含む兄弟3人を自宅に集め、「兄弟の協力があれば、町長選挙に出馬したいと思っている。」などと言っ 平成12年10月29日施行の本件選挙に立候補する意向があることを打ち明 けるとともに本件選挙運動への協力を求めたところ、Aはこれを承諾し、兄弟の一員として被告を応援して本件選挙運動をすることを決意したものである。そのこと は、Aが被告の当選を得させるために本件選挙犯罪を行ったほか、後援会の立ち上 げに尽力したり、選挙事務所開きに出席したりしており、後援会事務所開設後は、ほぼ毎日のように同事務所に常駐し、各校区の後援会の事務局長を招集し、事務局 長会議に出席し、後援会によるローラーと称する戸別訪問等選挙運動の策定に参画 し、みずからもこれに参加したり、告示後は、被告が乗った選挙カーに伴走する車 両に同乗したりする等本件選挙について重要な働きをしていたことによっても裏付 けられるところである。

被告の主張 (2)

2

Aが被告と意思を通じて、本件選挙運動を行っていたことは否認する。また、原 告が主張するような兄弟間の話し合いで本件選挙に尽力することをAが承諾したこ とはない。

Aと被告は、兄弟喧嘩が絶えず、険悪な伸であって、特に平成8年2 そもそも, 月以降,Aが社長であり被告が会長であった株式会社鎧南における被告に対する会 長職としての報酬をAが支払わなくなったことが2人の関係をさらに決定的に悪化 させ兄弟としての付き合いもなかったものである。それ故,被告の本件選挙への立 候補についても、 Aは、被告が離婚などにより家族構成も整っていなかったことか ら賛成しかねるといって激怒したくらいであって、被告は、Aに対し、選挙運動をすることを明示的には勿論黙示的にも依頼できる状況ではなく、Aとしても被告のために選挙運動を行う心づもりなどはなかったのであって、被告の選挙運動は、南 部地区の自治会の役員及び被告の地元のよ地区民らが被告を推挙し自主的に後援会 組織を立ち上げて行っていたものである。Aが原告が主張するような本件選挙に関 する協力行為のうち幾分かは行ったことを認めるが、その余の大部分はこれを認め ることはできない。Aの本件選挙犯罪ほかAがなしたわずかな本件選挙に対する協 力行為は、被告と本件選挙運動をする意思を通じた上でのことではなく、 A が独自 の判断で単独で行ったものであり、被告の知らなかったことである。また、Aが行った程度の選挙協力では、到底、本件選挙について連座制を適用する根拠とはなり 得ないものである。

第3 争点に対する当裁判所の判断

被告とAとが本件選挙運動をするにつき意思を通じていたか否かについて検討 1 する。

(1) 証拠(甲9, 12, 43)によれば、Aは、本件刑事事件における警察官及び検察官の取調に対して、平成12年6月下旬ころ、被告の自宅に呼ばれ、被告から大野町長選挙に立候補する決意を打ち明けられるとともに選挙運動への協力を 求められたのでこれに協力することを承諾した旨の供述をし、他方、被告も、本件 刑事事件における検察官の取調に対し,Aに本件選挙運動への協力を依頼しその承 諾を得た旨上記Aの供述に合致する供述をしている(以下,捜査段階の供述調書は 警察官に対するものも検察官に対するものも区別せず「供述調書」という。)。と ころが、被告は、当審において、本件選挙についてAはじめ兄弟達に協力を依頼し たことはあるが、Aからはこれを断られたから、Aとの間では本件選挙運動に関し

て意思の疎通はなかったと主張し、証人A及び被告本人は当公判廷においても同主張に沿う供述(以下、証人Aと被告本人の供述を併せて「A及び被告の当審法廷供述」という。)をしている。

(2) そこで、検討するに、前記争いのない事実及び証拠(甲4,5,8ないし12,20ないし24,26ないし32,34及び35,42ないし47)並びに弁論の全趣旨によれば、本件選挙運動の経緯について次の事実が認り2年6月(以下、特に示さない限り年度はいずれも平成12年6月(以下、特に示さない限り年度はいずれも平成12年6月の出身地区である大野町定例議会の席で前町長が正式に引退声明を出るのようとは、大野町定例議会の席で前町長選挙に立候補させようという動後において、K、Lらが中心となり、被告を町長選挙に立候補する決意を出してのものものものものものものものは、本告とKらは、南部地区はなりでなく大野町一帯すな北部地区、の動援と地区、西部地区、中部地区にもそれぞれ後援会を立ち上げて選挙運動を展開するが、西部地区、中部地区にもそれぞれ後援会の立ち上げに着手した。被告の内別のような動きが始まっている時期であった。

イ Kは、北部地区には後援会組織の世話をしてくれる人物の心当たりがなかったので、Aに相談したところ、Aは心当たりの人物に当たってみると言って、北部地区の知人であるBに北部地区での後援会立ち上げをして欲しいと依頼したところ、Bはこれを快く引き受けた。しかし、その後、被告が立候補のために町議会議員の辞職表明をする時期が近くなったが、北部地区の後援会作りはほとんど進展しないままであった。そこで、危機感を覚えたAは、Bと協議して、北部地区で協力が得られそうな人物を個別訪問して協力を依頼して回ることとし、8月28日に本件アらないし⑤の各選挙犯罪に及んだものである。そして、被告は8月末に本件選挙に立候補のため町議会議員を辞職した。

ところで、Aは株式会社鎧南(以下「鎧南」という。)の代表取締役(社長)であったが、被告の選挙事務所の設置場所については、KとAが相談して、鎧南が管理している土地を選定し、事務所の建設業者もAが斡旋して9月初旬頃に選挙事務所が完成した。

ウ そして、そのころ、ようやく北部地区の後援会が立ち上がることとなり、9月9日頃、北部地区の後援会の役員を選出する会合がG方で開かれることとなったため、AはKにもその旨連絡して出席を依頼し、被告とKは、当日他の地区の後援会の挨拶回りもあったため、途中から同会合に出席して挨拶をした。

エ 一方Aは、中部地区の η 地区に住むMやNに中部地区の後援会の役員に就任することを依頼してその了解を得ていたところ、8月下旬頃、同地区を戸別訪問することを思い立ち、MやNと一緒に η 地区の選挙人を個別訪問して回った。オ 9月12日までには、全ての地区の後援会組織が立ち上がっていたので、被告

オ 9月12日までには、全ての地区の後援会組織が立ち上がっていたので、被告やKらは、9月13日の事務所開きの前日である12日に、5地区の各後援会の名援会の高いに集まって貰い、各後援会のお披露目と役員達の顔合わせされた。としては、意思決定機関ないし連絡調整機関として全体集会、事務局長などが決けられ、役職としては会長、副会長、本部事務局長などが決められたが、のであるの仕事には一番であるのがはいままの接ばすることとなったが、給りはいまであるの集まりにおいては、Aの妻がおなら、の集まりにおいては、Aの妻がおなら、Aの妻がおったが、鎧南の女子社員もそれに協力していた。そして、9月13日、Aの妻が行なわれ、被告もAも事務所開きに出席した。事務所開き後は、Aの妻もととなったが、った。

カ ところで、本件選挙運動の主要な方法は、各後援会が各地区の選挙民に「P応援カード」と表題のあるカードを配り、その後それを回収して被告に対する支持率の観測や票読みの基礎資料とするとともに、ローラー作戦と称する戸別訪問を行うことであった。また、組織的には、本部事務所の事務局長会議が選挙運動全体を統括する集まりであり、Aは同会議のメンバーではなかったが、同会議を重要視してほとんど毎回同会議に出席していたところ、9月16日頃は、応援カードの回収率も未だ悪かったため、危機感を抱いたAらは、9月18日に各後援会の会長ら役員を集めた全体会議を招集し、ローラー作戦の日程を綿密に検討するとともに、それ

までの選挙運動を反省し事後の方針を検討するために定期的に事務局長会議を開催することとした。そして、Aは、この日Bに選挙資金及び報酬として合計25万円を交付する本件選挙犯罪イ①及び②を敢行し、さらに、9月29日には本件選挙犯罪ウ及びエ①並びに②を、9月30日には工③をそれぞれ敢行した。そして、Aは10月18日後援会に対して150万円の寄付をした。

キ その後の選挙運動は、10月21日に総決起集会を行い、10月24日に告示がなされると、被告は立候補を正式に届け出るとともに、出陣式を行って選挙カーに乗って大野町全体を回り始めた。Aは、鎧南の車両を提供したり、沿道住民等の反応を観察して爾後の運動の参考にするために、選挙カーを後方から追尾するチェックマンと呼ばれる役割を担ったりして協力し、そして、10月29日に本件選挙の投票が行われて被告が大野町町長に当選した。

(3) 以上認定の事実を基に検討するに、先ず、Aが敢行した本件選挙犯罪は、本件選挙における複数の選挙人及び選挙運動者に対する物品の供与あるいは供与の申込みであるが、いずれの事犯も、前記のとおり、本件選挙運動の一連の流れの中で敢行されているものであり、この一事をもってしても、Aは本件選挙運動をするについて被告と意思を通じていたことを強く推認させるものと言うべきである。

また、Aは、本件選挙犯罪以外にも、前記認定のとおり、北部後援会の立ち上を始め、中部地区の別の選挙人宅への声別訪問に従来事務局長会議へ出席したり、万の選挙人をがある事務局長会議へ出席したり、万の記憶を事務の設定を選挙を表する。とは、本件選挙の選挙したり、万の記憶を事務がした。とは、大学を表する。というでは、大学運動員には、大学運動には、大学では、大学である。とは、大学である。といったことを認めることができまりには、大学である。といったことを認めることができまりには、大学である。といったことを認めることができまりには、大学である。

そうすると、A及び被告の供述調書(甲9, 10, 43)中の、被告がA初め兄弟たちに本件選挙運動への協力を求めた際、Aはこれを承諾したとの供述部分はいずれも真実であり、これを否定するA及び被告の当審法廷供述はいずれも採用することができないと言わねばならない。

被告は、兄弟たちの話し合いが行われたのは原告が主張する6月下旬ではなく、7月1日であり、また、その場に姉のQは出席していなかったと主張して、乙5(Qの陳述書)ないし乙7を提出している。確かに、前掲供述調書中のAと被告供述を対比すると、先ず、被告が兄弟達に対し選挙協力を依頼した時期については、Aが「6月下旬」、被告が「9月に入ってから」と大きな齟齬があり、また、いずれの供述調書もQも出席していたことになっており、前掲Qの陳述書と反すれるの供述となっている。しかしながら、これらの齟齬をもって、前記認定の本件選挙運動の経緯と極めてよく整合するところの、被告が選挙協力を依頼しAがこれに応じたとの前記各供述調書中の被告及びAの各供述部分の信用性までが左右されるものとは解し難い。

とは解し難い。 (4) ところで、被告は、上記(2)に認定の本件選挙運動の経緯に関する事実のうち、Aが、①被告の後援会に150万円寄付したこと、②鎧南の従業員であるのが選挙事務所の本部事務局長となっている間の給与を鎧南で支払ったこと、③北部地区の後援会を立ち上げたこと、④街頭選挙活動のために鎧南の車を提供したことについてはこれを認めるものの、それ以外の諸点、特に後に述べる各事実についてはこれを否定するとともに、上記Aが行ったと認める①ないし④の選挙協力にしいても、被告とは意思を通じないままに行ったものであると主張し、その理由として、もともと、被告とAとの仲は険悪であり、兄弟の付き合いもなかったので、Aとしては、本来被告の選挙に協力などする意思はなかったものの、兄弟でありなが ら実兄の選挙に協力もしないといった世間の非難を浴びるのを避け世間体を取り繕うために仕方なく一定の協力はしようと考え、被告とは意思を通じないで一方的に A独自の判断で本件選挙に協力するという方法を採ったものであると主張し、 A及び被告はいずれも同趣旨の当審法廷供述をし、 Aの妻Rの陳述を代理人が録取した事情聴取書(乙3)にも同旨の記載がある。しかしながら、前記認定の本件選挙運動におけるAの取った積極的行動とその重要性に照らせば、被告の上記弁解は到底採用できないといわねばならない。

(5) 次に、被告は、前記(2)に認定したAの選挙活動等のうち次の事実を否認し、A及び被告は、同否認の趣旨に添った当審法廷供述をしているので検討する。

ア 先ず,前記(2)のウに認定の北部地区後援会の役員決めの席に被告が出席したことについて,被告は,この会合のことは何も知らされておらず,議員辞職の挨拶回りの途中でG方に立ち寄ったところ,偶然北部後援会の会合が行われてとれると顔を合わせたにすぎず,被告はその場の集まりを近所の者達の飲み会と理解して町議時代にお世話になったことの挨拶をしたに過ぎないと弁解する。しかし,足北部地区の会合の出席についてはAはKに知らせて出席を依頼しており,そのことはKの供述調書(甲20,21)によっても裏付けられているところであって,本が直接被告に連絡はしていないにしても,Kとともに出席した被告が同会をのの供述調書(甲35)に照らしても,被告が北部後援会の役員決めの会と知ったうえで立ち寄り挨拶をしたことは明らかというべきである。

イ 次に、前記(2) エに認定のMやNらと一緒にη地区の住民を戸別訪問したことについては、被告は、Aが挨拶回りをしたこと自体は否定しないものの、この訪問は、単に自治会の世話人の件について挨拶回りをしただけであり本件選挙とは全く無関係であると主張する。しかし、上記挨拶回りが本件選挙運動の一環としてなされたものであることは、その前後の経緯並びにM及びNの供述調書(甲41,42)によって明らかであり、この点についての被告の弁解も採用できない。

ウ 次に、被告は、Aが前記(2)カ、キに認定の事務局会議への出席やチェックマンをしたりしたことはないと主張し、S及びT作成の各報告書(乙8,9)にも同旨の記載がある。しかしながら、Aの事務局長会議への出席については、選挙事務所において事務局長をしていたOの供述証書(甲26,27)及びLの供述調書(甲22ないし25)によって裏付けられるところであり、チェックマンについては、Aが選挙カーの後方を追尾して走ったこと自体はAもこれを認めるところであり、当審法廷供述)、前記Tの陳述書はこれを採用することはできない。もっとし、Aは、選挙カーの後ろを追尾したのは、興味本位からでありチェックマンとしてではないと供述するがあまりに不自然な弁解であって採用の限りではない。

(6) ところで、被告は、原告の提出する本件各証拠は、そのほとんどが本件選挙犯罪における捜査段階での供述調書であり、被告の反対尋問を経ていないものであって、その点において証拠価値の低いものであり、そのような書証を証拠として本件訴訟の事実認定に供するのは不当であると主張する。確かに、原告が提出し、当裁判所が前記認定に供した証拠は捜査段階における供述調書である。しかしなが

ら、捜査段階における供述調書が、選挙関係行政訴訟において、一般に事実認定に供することができないほど証拠価値が低い証拠であるというべき根拠は全くなく、 かえって、甲4、5及び弁論の全趣旨によれば、本件において提出されている供述 証拠のほとんどが刑事裁判の証拠として提出され、刑事訴訟の厳格な手続きのもと でその任意性・信用性が吟味され肯定された書証であると認められるから,格別の 事情がない限り、本件において原告側証拠として提出されている本件刑事事件の供 述調書の信用性が低いと評価することはできないと解すべきところ、被告提出の証 拠やA及び被告の当審法廷供述によっても、本件刑事事件の供述調書の信用性に疑 義を差し挟むべき特段の事情は窺えない。A及び被告は、当審法廷供述において捜査機関による取調の過酷さを供述し、前記乙10(Lからの事情聴取書)にも同旨 の記載がある。しかしながら、本件に提出されたAの本件刑事事件における供述調 書は,本件選挙運動の具体的な進行状況,後援会及び本部事務局の役員らの動向並 びに事務局内部の状況等極めて具体的かつ詳細なものであって,その記載内容等に 照らしてそれらが捜査官の不当な誘導や押しつけによって作成された虚偽の内容の ものであると解することはできない。 2 結論

よって, 法251条の2第1項により、被告の当選無効と5年間の立候補禁止を 求める原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

(平成14年4月5日口頭弁論終結)

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 湯地紘一郎

坂梨喬 裁判官裁判官

長久保尚善